

確定申告

所得税及び復興特別所得税 贈与税

3月16日(月)まで

個人事業者の 消費税及び地方消費税

3月31日(火)まで

■ 申告と納税は期限内に

■ 納税は便利な振替納税で

《申告書の作成に当たっては…》

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

そのため、申告書の作成に当たっては、

- ・「復興特別所得稅額」欄（A様式：(35) 欄、B様式：(41) 欄）
 - ・「所得稅及び復興特別所得稅の額」欄（A様式：(36) 欄、B様式：(42) 欄）

の記載漏れがないようにご注意ください。



* 還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

《国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のご案内》

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書等が作成できます！当コーナーをご利用いただくと、大変混雑する税務署や確定申告会場で、長時間お待ちいただく必要がありません！

「確定申告書等作成コーナー」はこんなに便利なんです！

《その①：誤りのない申告書等を作成可能！》

画面の案内に従って金額等を入力するだけで、税額などが自動的に計算されますので、誤りのない申告書等が作成できます！

《その②：印刷して添付書類とともに郵送！》

混雜した税務署におこしいただくことなく、ご自宅で申告書等が作成可能！作成した申告書等は印刷して添付書類とともに郵送で提出できます！

この場合、住民基本台帳カード（電子証明書付）の取得やICカードリーダライタの購入などの事前準備は不要です！

「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等は、[インターネット（e-Tax）](#)でも提出できます！



e-Tax を利用すると、①添付書類の提出又は提示が省略可能！、②還付がスピーディー！といったメリットがあります。

※ 法定期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

イータ君 ※ 詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。

○ 納税は期限内に

納期限 ⇒ 申告所得税及び復興特別所得税 : 平成27年3月16日(月)

消費税及び地方消費税(個人事業者) : 平成27年3月31日(火)

- 納付が遅れますと、納期限の翌日から本税完納の日までの期間について、延滞税がかかります。
- 確定申告により納付すべき金額の2分の1以上を平成27年3月16日(月)までに納付すれば(振替納税利用の場合は、振替日に振替納付することで)、残りの額を6月1日(月)まで延納することができます(申告所得税及び復興特別所得税のみ利用可能)。

ただし、延納期間中は、延納税額に対して利子税がかかります。

《 納税には便利な「振替納税」をご利用ください! 》

振替納税は、金融機関の預貯金口座から、自動的に引き落とされる便利・安心・確実な制度です。

是非、この機会にご利用ください。「納付書送付依頼書兼預貯金口座振替依頼書」にご記入の上、金融機関等又は、税務署に3月16日(消費税のみのご利用は3月31日)までに提出してください。

	申告所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税(個人事業者)
振替納付日	平成27年4月20日(月)	平成27年4月23日(木)

○ 平成27年度分個人市民税・県民税申告書の提出について

1 受付期間(必ず期間内に提出してください)

平成27年2月16日(月)～平成27年3月16日(月)

2 提出が必要な人

平成27年1月1日現在、市内に住所がある人は提出が必要です。市外に住所がある人でも、平成27年1月1日現在、市内に事務所や事業所、家屋敷を持っていれば必要です。

※ただし、次に該当する人は提出不要です。

- 税務署に平成26年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する人
- 平成26年中の合計所得金額が基礎控除額(33万円)以下の
- 平成26年中の所得が給与や年金(企業年金含む)のみで、支払者(会社や日本年金機構など)から市役所へ支払報告書が提出されている人

なお、①に該当しなくなった人(年金収入400万円以下で他の所得20万円以下の人)も、②または③に該当すれば提出不要です。※所得税の還付や損失を繰り越す人は税務署に確定申告書を提出してください。

市役所からのお知らせ

3 提出方法

提出が必要と考えられる人のご自宅へは申告書を郵送させていただきますので、必要事項をご記入の上、必要書類を添えてご返送願います(上記「2」に該当するにも関わらず、申告期間になんでも申告書が届かない場合は、お手数ですがお電話でお問合せください。)。

同封の記載例を見ても記載方法がわからない場合は、受付会場を右記のとおり設けていますので、可能な範囲で申告書をご記入の上、会場へお越しください。

受付会場の混雑が予想されますので、申告はできるだけ郵送をお願いします(期間内に届くようにお送りください。)。

受付会場	受付日
市役所南館2階ロビー	2/16(月)～3/16(月)※平日のみ
立花支所3階ホール	2/18(水)
園田東会館2階会議室	2/19(木)
武庫支所3階ホール	2/25(水)
園田支所3階ホール	3/3(火)、3/4(水)
小田支所3階ホール	3/5(木)、3/6(金)
大庄支所2階ホール	3/10(火)

※ 時間: 9時～17時30分…駐車場のない会場もありますので、お越しの際は、公共交通機関をご利用下さい。

4 提出書類

平成27年度分個人市民税・県民税申告書、源泉徴収票等、社会保険料(国民年金保険料など)控除証明書、生命保険料控除証明書、平成26年中に支払った医療費の領収書など、収入や支払金額のわかる書類(申告書以外はコピーで可)

5 その他

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出された場合は個人市民税・県民税申告書の提出を省略できますが、個人市民税・県民税申告書の提出をもって所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出を省略することはできませんのでご注意下さい。

問い合わせ先: 市役所市民税課 TEL 06-6489-6246～6248

《所得税及び復興特別所得税の申告をされる方へ》

閉庁日（土・日・祝日）は、原則、尼崎税務署では相談及び申告書の受付は行っておりません。

なお、平成27年2月22日（日）及び3月1日（日）については、開庁し、「確定申告書用紙の交付」、「申告相談（電話相談を除く）」、「確定申告書の収受」、「納付相談」のみを行います。

尼崎税務署の会場は午後5時までですので、なるべく早めにお越しください。

相談等は尼崎税務署のほか、次の会場でも行っています。

○ 開催場所及び日程（開催場所の詳細は、下の「確定申告会場案内図」をご覧ください。）

開設場所	開設日	2月											
		5	6	10	12	13	17	18	19	24	25	26	27
木	金	火	木	金	火	水	木	火	水	木	金	木	金
尼崎市中小企業センター 1階ホール 尼崎市昭和通2-6-68 (尼崎市バス「尼崎総合文化センター」バス停すぐ)			○										
園田地区会館 2階ホール 尼崎市東園田町4-12-4 (尼崎市バス「園田地区会館」バス停すぐ)				○	○					○	休館	○	○
武庫地区会館 3階ホール 尼崎市常吉1-2-8 (尼崎市バス「武庫支所」バス停すぐ)	○	○				○	休館	○					

※ 会場の開設時間は、午前10時～正午、午後1時～午後4時までです。

※ 本年からは、各会場とも市民税の申告コーナーを設けておりませんので、ご注意ください。

※ 各会場の受付は、混雑状況等により早めに締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- 各会場とも「土地・建物・株式等を売却された所得」、「贈与税」や「相続税」に関するアドバイスは行っておりませんので、これらに関するアドバイスが必要な場合は、尼崎税務署までお越しください。
- 各会場の駐車場は狭いので、できるだけお車でのご来場はご遠慮ください。
- 電話でのお問合せは、尼崎税務署（TEL06-6416-1381）に電話していただいた後、アナウンスに従い電話機を操作してください。
- 確定申告会場で申告される場合は、平成25年分の申告書の控え、利用者識別番号等の通知（お持ちの方）をご持参ください。

確定申告会場案内図





国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」
で申告書が作成できます。

www.nta.go.jp

確定申告 検索

【作成が終わったら】

「確定申告書等作成コーナー」の画面の
案内に従って金額等を入力すれば税額等
が自動計算され、所得税、消費税の申告書
や青色申告決算書等が作成できます。

インターネットで送信

【提出用紙】

e-Tax・確定申告書等作成コーナーの操作に関するお問い合わせは、
e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク ☎ 0570-015901
e-コクゼイ

【受付時間】
○ 平成 27 年 1 月 13 日(火)～3 月 16 日(月) 午前 9 時～午後 8 時
(注) 土日及び祝日を除きます。ただし、2 月 22 日、3 月 1 日、8 日、15 日の各日曜日につ
いては、上記受付時間でのご利用が可能です。
○ 上記以外の期間 午前 9 時～午後 5 時
(注) 土日、祝日等及び 12 月 29 日～1 月 3 日はご利用になれません。

所得税及び復興特別所得税の確定申告 e-Tax ならこんなにいいこと

e-Tax を利用すると…

e-Tax とは、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号等を取得しておけば(オンラインで取得できます。)、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続ができるシステムです。

「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等のデータは、e-Tax を利用し自宅から税務署に送信できます。

添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院等の名称、支払金額等)を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)。

還付金がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は書面申告と比べて早期処理しています(3週間程度に短縮。)。

24 時間受付

所得税及び復興特別所得税の確定申告期には、24 時間 e-Tax の利用が可能です。

・ e-Tax の受付時間(送信可能時間)

平成 27 年 1 月 13 日(火)から所得税及び復興特別所得税の確定申告期限の平成 27 年 3 月 16 日(月)までは、24 時間 e-Tax の利用が可能

(注 1) 1 月 13 日(火)は、午前 8 時 30 分から利用が可能です。

(注 2) 毎週月曜日(3 月 16 日を除く)の午前 0 時～午前 8 時 30 分まではメンテナンスのためご利用になれます。

(注 3) 3 月 16 日(月)の 24 時を過ぎて受信した平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税確定申告のデータは、確定申告期限後に提出されたものとなりますので、ご注意ください。

インターネット環境によっては、送信に時間を要する場合がありますので、余裕をもってお早めに送信願います。

※送信した申告等データは、即時通知及び受信通知に表示される「受付日時」に到達したものとみなします。

電子証明書の有効期間は 3 年です！

電子証明書の有効期間は 3 年です！

電子証明書の有効期間は 3 年です。有効期限を過ぎた場合には、電子証明書を取得した市役所等の窓口において、更新手続が必要になります。

詳しくは、電子証明書を取得した市区町村へお問い合わせください。

更新手続後、更新した電子証明書は e-Tax への再登録が必要になります。

※1) 住基カード取得時に同時に電子証明書の発行を申請すれば、カードの中に電子証明書が格納されます。

※2) カードに表記されているのは住基カードの有効期限です。電子証明書の有効期限ではありませんので、ご注意ください。



電子証明書の有効期限の確認方法について

電子証明書の有効期限を確認するには、ご自宅のパソコンで IC カードリーダライタに住民基本台帳カードを挿入し又は接触させ、利用者クライアントソフトの機能から有効期間を表示させることができます。利用者クライアントソフトのバージョンによって確認方法が異なりますので、ご注意ください。

電子証明書の更新後は電子証明書の再登録が必要です！

電子証明書の有効期限が過ぎた場合や引越しなどにより電子証明書の更新を行った方は、更新した電子証明書を e-Tax に再度登録する必要があります。

確定申告書等作成コーナーをご利用になる場合は、作成コーナートップ画面から電子証明書の再登録を行うことができます。

e-Tax・eLTAX 利用推進協議会

尼崎商工会議所、近畿税理士会尼崎支部、公益社団法人尼崎納税協会、尼崎納税貯蓄組合連合会
尼崎市、兵庫県阪神南県民局西宮県税事務所、尼崎税務署